

神奈川県H I V感染予防薬整備方針

1 整備目的

平成 11 年 8 月 30 日付健医疾発第 90 号・医薬安第 105 号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長・厚生省医療安全局安全対策課長通知「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について」に基づき、H I V診療を実施するにあたり、万一医療従事者が針刺し事故等によりH I Vに感染した血液等に曝露した場合、速やかに感染予防措置が行われるようにするため、エイズ拠点病院等にH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を配置し、感染防止対策を整備する。

2 配置する予防薬

配置する薬剤の種類及び数量は、その時に最新のH I V感染防止のための予防服薬のガイドライン等における推奨薬の中から選定するものとする。

予防薬の配置及び有効期限切れの補充は、神奈川県と政令市で分担し、予算の範囲内で行う。ただし、独立行政法人国立病院機構については、原則としてそれぞれの設置者が行うものとする。

3 配置する病院

予防薬を配置する病院（以下「針刺し事故対応病院」という。）は、予防薬の提供のみ行う「予防薬配置病院」と診療も可能な「緊急診療対応病院」に分類し、別表のとおりとする。

4 針刺し事故対応病院における感染防止体制

針刺し事故対応病院は、職員のH I V感染の恐れのある曝露事故に備え、H I V院内感染防止委員会等を設置し責任者を選定するとともに、日頃から職員に対して教育活動を行う等、H I V感染防止体制の整備を図る。

5 予防薬の服用

曝露事故により針刺し事故対応病院の職員がH I V感染の恐れがある場合は、医師に相談の上、予防薬の服用について検討する。

なお、予防薬の服用にあたっては最新のH I V感染防止のための予防服薬のガイドライン等に従い、円滑に行われるように努める。

6 他の医療機関等への予防薬の提供体制

針刺し事故対応病院は、曝露事故が発生した医療機関・保健所・社会福祉施設等（以下「事故発生施設」という。）から緊急の予防薬の提供、必要に応じた指導・助言の求めがあったときはこれに応じるものとする。

針刺し事故対応病院の情報は県ホームページにて公開する。担当窓口や対応可能日時、連絡先等に変更がある場合は、様式 1 「担当窓口等変更届」により県に連絡するものとする。

7 診療について

予防薬の提供に加え診療対応を行う病院においては、事故発生施設から受診の求めがあった場合は緊急に診察するものとする。

8 針刺し事故対応病院の指定・辞退について

針刺し事故対応病院は、県からの指定依頼に対する承諾書の提出をもって指定されるものとする。

針刺し事故対応病院は、その指定を辞退しようとするときは、様式2「針刺し事故対応病院辞退届」により県にその旨を届け出なければならない。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から適用とする。

この方針は、平成27年4月1日から適用とする。

この方針は、平成28年4月1日から適用とする。

この方針は、令和4年5月30日から適用とする。

この方針は、令和8年5月4日から適用とする。

別表1 配置する予防薬

販売薬品名（製剤名）
<u>ビクタルビ配合錠</u>
<u>（ビクテグラビルナトリウム・エムトリシタビン・テノホビル アラフェナミドフマル酸塩配合剤）</u>

別表2 針刺し事故対応病院一覧

	区 分	病院名	予防薬補充分担				
			県	横浜市	川崎市	相模原市	厚労省
1	緊 急 診 療 対 応 病 院	横浜市立大学附属病院		○			
2		横浜市立市民病院		○			
3		川崎市立川崎病院			○		
4		川崎市立井田病院			○		
5		聖マリアンナ医科大学病院			○		
6		独立行政法人労働者健康安全機構関東労災病院			○		
7		北里大学病院				○	
8		<u>小田原市立総合医療センター</u>	○				
9		東海大学医学部附属病院	○				
10	予 防 薬 配 置 病 院	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター					○
11		横浜市立みなと赤十字病院		○			
12		横浜市立大学附属市民総合医療センター		○			
13		神奈川県立こども医療センター	○				
14		独立行政法人国立病院機構相模原病院					○
15		相模原赤十字病院				○	
16		横須賀市立総合医療センター	○				
17		厚木市立病院	○				
18		秦野赤十字病院	○				
19		神奈川県立足柄上病院	○				
計			7	4	4	2	2